

昭和四十七年九月廿四日金沢林名寺に詣でて探る采

第四十九回 史跡めぐり資料（金沢林名寺文書と青石塔婆より見たる越ヶ谷周辺）

越谷市郷土研究会

# 史料のべん

金沢文庫と云えは誰でもわかる

一 林名寺の原山はいつ頃か

古文書 教葉

一

第一章 道鏡・吾妻鏡に見える寄箇關係

五頁

培鏡

六頁

吾妻鏡

一一頁

林名寺文書 第一号 二号

一一頁

第三号 其他青石慈婆・熊野文書等

一一頁

大書 八号 二二一 中世武士の所領の増大と維持

二五頁

文書 九号 条里制と名主の位置

二八頁

熊野文書(大川テ) 他寄進状況各種

三一頁

金沢文書 十六号以下 赤岩角(ミケガ)・十四十村年貢米の事

西〇頁

所領の形態(本兼と表貢) 中世期の国紀

下河辺庄 國領の年貢の表達

西一頁

小赤岩三ヶ村地

四三頁

代官と被官人

西一頁

関係資料編年体

西一頁

# 金沢林名寺と史跡めぐらし 第二回 資料

本会理事並東武地方史細明調査会主幹

山石 井 戎 江

(註 左二編より抜粋合本とした)

昭和西三年二月廿五日辰「越ヶ谷周辺の」文を探る (一)

「西五年正月廿日出辰「下河辺庄と赤足郷との相属性」

金沢林名寺領と源氏御板碑へ禪家(につ)にて

## 金沢林名寺

現在 織田市金沢区に在る寺院で、今は「金沢八景」とい、遊園地などで有名であり、好学の士間では「金沢文庫」と名をば詰でも知る所である。

(資料 参照)

林名寺とは、北条義時の子実泰が往時大浦庄金沢を本領として、同庄内釜利谷に居住した様で、実泰は大浦庄または釜利谷殿と称されたがこの釜利谷の隣り、金沢村であり、実泰の父の代にこの金沢に新屋を移した様である。

始祖実泰の跡より金沢を姓となしたが不明だが二祖実時代には金沢氏を名乗つたようである。

## 林名寺の開山 はいつ頃か

金沢氏の始祖実泰が卒したのは、弘長三年九月廿六日(一三六三)達磨五郎平実泰卒、法名淨仙五大と、吾妻鏡に見えるから、この後に実時が金沢に転居して

その邸内の松林堂を廢け、後に独立の寺院と成したものであろう。

実泰卒後九年のち、文永六年(一二七一)金沢

林名寺鐘銘として「中春」文永己巳仲秋と曰奉先考妣鑑入寺同成正覺鑑之 大豆郡越後守平朝臣実時とあり、正安三年(一三〇一)改銘銘にも正覺年丑仲秋九日、大豆郡正五位下行前越後守平朝臣實時、法名は慧甘云々とあり、恐らく前出の文永六年、鐘銘に冠られる如く、この年金沢実時の中春として雨凹されたものであろうと思われる。

実時のお名が「林名寺正慧」であるからこの法名を以って寺号と成した事は云うまでもない。

文永十二年四月廿六日(一三一五)金沢実時(その妻と想われる藤原氏に所領を譲つて)いる文書が見られるが、金沢林名寺文書五二一三に信濃國大田庄大倉、石林爾舞、下總國下河辺庄前林湖裏西郷並平賀村一村

右件所々所領与藤原氏也、但下河辺庄郷村等者一期之後可付總領之狀如件、文永十二年四月廿七日越後守平（花押）とあり、これが下總國下河辺庄と河東坂城東猿島郡總和町と五穀村に比定され、平野村は、現埼玉県幸手町平野である事は近頃である点を想起するに間違ひあるまい。

やまとノコニ一ツの問題がある。

下河辺庄は八条院領である事は知られる所と文治二年三月十二日付（一一八六）吾妻鏡に於開東知行国内年貢末済庄々注文に「下總國八条院領下河辺庄が見え、同四年六月西日一一八八」の条に地頭沙汰名々に八条院領として下河辺庄と武藏太田庄が見える。この両庄は向れも秀郷流源氏を名乗る下河辺氏と大河戸氏、その分派の清久氏、源氏、高柳氏、それに小山氏や太田氏と同系の一族によって居庄もしくは庄司として居留していた主地で、これ等が代々として得失していいた訳で下河辺氏の本領であつたのか、一体何時より金沢氏の所領と成つたかが問題となる點である。これらを関係資料で追求して見たい。

「關東院記」にて、「清久・源氏・高柳・太田・小山」（元治二年正月）

南鬼童川西郡行縣等が努力したと見え、建保五年八月九日（一二五二）下河辺庄築堤に奉行入として、清久

源二郎保行が見えるが、それより先文暦元年六月廿日（一一三四）金沢実泰は病氣の為侍所別當を辞して、

子息の太郎実爾に所領をゆづつだと吾妻鏡に見える。寛長三年十二月三日（一二五〇）足利室内少輔泰茂は三十六才の若さで出家した為同日、その所領下總国埴生庄を召離たれてこれを金沢実泰に下賜されていれる

頃が見える。即下總國下河辺庄が金沢氏の所領となつたのは建長年中（一一五〇～一二五六）あたりであらう。

前田文書の所見にては前林河素類と平野村は藤原氏一期の後は總領に付すべしとあるから下河辺諸郷村の地頭駆は実時直系の当主の總領であったことが曉り知れる。若しくは類聚駆が北条氏でその一門や衆人に庄内地頭を分給したものであろう。下河辺氏の記載が吾妻鏡にて少くなるのは、前記建長年中以前と比較すると北条一門の陞進と相まつてその版圖の拡大と共に下河辺庄が金沢氏の所領と成つたと想定したい。

文永六年頃、実泰が金沢称名寺が建立されて、ます

その子清房が同じ年の十一月三日に寺の内外の敷地を

寄進している。金沢称名寺文書に古く

註

武藏國金沢称名寺寺内寺外敷地事、若敷地者、住所  
制進給之牒百 司令領知給之狀如件

文永大年十一月三日 越後守頃時

とありて、前記額銘の年と一致し、且一ヶ月遅である  
事に注目される。しかし寺領として他の所領を寄進し  
た年は不明である。

寛治二年十月廿二日（一二七〇）卒して林名寺殿正  
慧と号したが、これは寺を開基建立した年より五年後の  
ことであり、その在世中すゞに下河辺郷御村を林  
名寺領として寄進してあつたかは不明であるが、承  
二年（一二九三）の下總管下河辺庄下方内林名寺領實  
帳帳が翌年正月に出されてゐる。

「林名寺文書五二三三」所収を紹介すると、

承元元年大河辺庄下方内 林名寺寺領実帳

○ 五一三三 大河辺庄下方内林名寺領實帳

法連 下河辺庄下方内林名寺領實帳

年裏檢目録

現作田 三十五頃四反山四十步 加新母定

除 一反 三百步

定田 三十五頃二反半四十步

御畠 三口五反九十步

○ 分米 一十九石六斗一升 反別八斗四升半

除 種余定

所當田 二十一町ヒ段甲十歩

○ 分米 首二十六石九斗四升三合三勺三才

役別西斗鬼

○ 分米 百五大石五斗五升三合三勺三才

馬子共衛三詔路

現作 二十四丁八反三十歩

除 一反三百步

定田 二十西丁六反九十步

御畠 二十四反半四十五步

分米 二十石大斗八升五合

所當 二十二丁一反半四十五步

分末 八十八石六斗五升

分米 百九石三斗三升五合

上界減入ニ商跡

現作 八丁三反半二十歩

御畠 八反半五步

分米 七石一升

所當田 七十五反ヒ十五步

分米 三十石八升二合

并米 三十ヒ石九斗二合

庄山入道跡

現作 二丁二反大五十歩

御畠 二反百步

分米 一石九斗一升五合

二丁半十歩

所當田

分米

八石二斗一升一合

倍米

十石一斗二升六合

右注進如件

永仁二年正月

日

左近衡前 平忠重(花押)

沙珠 西川(花押)

下河辺庄下方の秋名寺々領の下庄構成は次の通りで  
あり。

疎田 川沙汰免 一反三百步

終田教

獨活 三丁五反八十步

定田

所當田 三十一丁七反小十步

終田

(4) 稲田は、小沙汰免として見た。これは、寺領の  
沙汰入の始田であつて、ナロケ村の三大名主の村の  
鳥子兵衛前に給せられてゐる。

事

(5) 田は所當田の一割であり、中世莊園の一役免代  
率と見ることが出来る。三人の名主に保育田教に

比照して不均等に配分されている。

④ 所當田は、御領と同様、三人の名主に不均等に  
配分されている事が判り。

その恩給は五ニミニ文書の三人の名主は、頃時以前に  
行われたものらしく何れも跡地となつてゐる。

この頃の知行人は初翁人の子孫ではないか。察する  
に遡つて金沢氏の始祖浅利の時代に始つたものと推定  
されます。

春日御次郎金行生まれる(鷹尾本)父は後に見る  
跡二郎入道刀(?)

十一月八日、武筋寄東源太田御庄管官大頭神別當大  
衆院神宮寺の靈廟聖入抄西大頭主(西頭)(今亡)

記銘落師如来立像、この豆の年紀あり、春日御市赤

沼常樂寺所在

⑤ 同寺には鎌倉時代の「靈光」と推定される靈光が、先  
所成されてあり、当局の豪族(大川口氏)  
耳矣(?)所成されてあり、当局の豪族(大川口氏)

北条家由緒の岩付、弥助寺に相模守北条兩界は大  
元鬼撃退を祈願し  
及負親を代人として、元鬼撃退を祈願し

一、祈願之事

初弟子時宗永祐帶祚久護宗東不施一箭而自過外和  
不露一辭而辭處顯彰

北條宿禰の時宗

弘安四年五月大祥日

### 跡 勤 十

文書は、領家代官による領家年貢の書き上げであつて、村内の田数 所當額と三人の名主の保有用数と年貢額相類が顯示されている。

この三人の名主（代官）は金沢氏の家人であろう事はその一人「高子兵衛三郎跡」と見える者の父にあたる人物が、建長八年八月十六日（一二五六）の観馬による手記内次郎が見える点に考慮した。と綴んでい

として總好のものと著者は紹介している。今その機会を得て親しく拝観し得る事は会員一同等しく喜びとする所である。著者の名を再び再録し参考に資し、且著者自身、其の後の研究により、追加、補訂を加え説明に当たられる事は何よりのおくりものである。

「未発表文書と既発表文書を整理分類し、史実の照合し兎明に当たる。埼玉の中南部に於ける「鎌倉時代」から中期に至る面を「吾妻鑑・太平記・武田文庫及高王の中古文書・新武風土記・金沢称名寺々領の研究上下、古代祭祀と文学、松伏村熊野文書、越ヶ谷市の中古文書と伝説、光明院日記、阿蘇鹿寺伝、崇法山由緒」等若有類聚から探し求めた。越谷市周辺の「史的面で江戸上駄まさは駒西庄の草端」  
リ 中村以後は 慈ヶ谷領と 称せられた。

### 一、その裏付資料

立証されるであろう。

(端録) 五山開鑿に見えたる埼玉に関係ある文書

## 第一章

承安四年  
朱ハ〇親

朱ハ〇親

源元誠牛若丸（義經）撫井え置がれる時

武藏の国境 下河辺庄高野川を渡る。

奥州街道の下道は東京口へと脇の岩坂と通じて、西の線に沿つて町がれて居つた。高野川は現古利根川もあり、幸手町、移戸町の間に高野渡しがあつたとされていふ。

治承三年  
朱○

五月十日

朱○

下河辺庄武行平、平藤通盛の使者として源三波瀬坂のもとへ行く。

下河辺庄平は葛西の出身であり、その居館は白古河城とされていふ。が詳細は不明であり、一に石坂村、元赤崎と赤崎町内同府同、大崎に古城跡があり、椎原堂川の西斜面されている。ちびとの判断からこの城跡の方が確有りと見える。

九月三日  
朱

九月三日  
朱

源朝家入を召集する時、下河辺庄先着す。  
大日川（現庄内吉川）又見利根川（現古利根川）を利用して海路草道を取つたと書かれている。

九月一日  
朱

九月一日  
朱

頼朝安房に越き 上越より下越に

上總介二万 にこ遷參し、頼朝の想をかう。多今日和見と思われたり、

この場所「上越の辻」 上越田は種々の意から春日浦市的新方城と解せられる  
頼朝・武藏男爵に下向す。葛西三島清重（江東区本町あたり） 葛西太郎清永（北区  
豊島町）足立古毛允遠元（上尾市）かねてよりの命にて 送參す。

福田宿  
朱○

福田宿にこの山と御東野（後の朝光・島嶋子親となつて元服させる。崇禎十四才、  
聚會して三把頭からして、天下う「春日御市」あたりとはないか。特に舟便を用い  
に様子をうかがえる

二二五  
治承四年

六川戸太郎玄衍（次創秀行・後の清久氏）三郎行元（高柳氏）四郎行平（葛次氏）

となるは本日

(末)

二月廿八日

勤氣を許される父下達經守重行が平家に属しており、太詔玄行（松伏大川戸）が三浦義明の女婿で、あつた故からか下達の権守の地位にあつた大川戸重行の社から判斷するに、大川戸に居館を構えて居つたものと推定の下方に位置し、やはり都に幾分近く、舟運等の事も考慮に入れたり。二郎利根川を逆上つた駿馬に居を構えた事が判明される。

志田義弘

帝君にて乱を起す時、行平在國にて古河及び高勢の浪を防ぐ、第三郎政義も太田祖守行朝の手指原に附をとり、处处に防ぐ

在国時に居第の近くで防城し、下川切氏と同一系統の族弟たる太田庄司の行朝（齋君あたり）も小手看護（入向部のではなく五穀村の小手指である）何れも在郷武士が、防城している（行平の城跡近く）

二二八三

寿永二年

武州掛東郡八条郷のこと見える。

八条郷は清西庄と後處に見えるが、始めは清東であつたか。

二二八四

寿永三年

正月三日武藏国清玉郡足立東（国税領）兩郷の大河戸御厨内の中を豊受大神宮に寄進す。大河戸の御厨足立郷の大半と足立郷の半分を占めていたらしく、この寄進では清玉郷と足立郷のみしたものか？、（國）然しながらこの頃大河戸の神明神社が創建されたらしい。八幡社のこの頃國造神の香取社に合祀されたらしい。

未

二二八五

元祐二年

（元祐元年となる）

三月廿四日 遺の瀬の合戦始まる。春日移兵征夷元貞見る。

寺主

二二八六

文治二年

三月十二日 下總國木更津庄（八幡院郷）兩郷未済の催促される。

庄頭職

川辺庄ハ八条院の領地である氣からも、先に寄進された大河土御内ノの地は埼玉郡足立郡の部分だけであることが判り、八条村（八潮村）には八条殿社があり八条院の本領分の地であつたが面・茶里別の名號とされる地名とは各位の知る處であるが、ここにもう一隻深くメスを入れてはどうか。

一一七八

文治四年

（朱）

一一九二

建久三年

（朱）

一一九四

建久五年

（朱）

一一九九

正治元年

（朱）

六月四日 喬西及び六田庄・下河辺庄は近來土地廣大せるも子細の沙汰害となへ、（改めて子細の沙汰有るべく）の沙汰を蒙く  
下川辺。喬西・太田・各武士國の活躍と當時に民情の安定期に在り、農地の開発が進んだ事病が現り、且つ又その年青等の為、田文の署上げをする様に命令されている。  
大河土御内ノ 稲作着實につき、田八百余町 本當分一ニ三足 本田丁別ニ足四丈、新苗丁別ニ五石、當苗丁別 一五三斗と定めた。  
当御内ノ 平家知行の蔵の所務は國編一一三足しか割められなかつたのを源氏の様になつて 正苗物を 当苗田代八〇〇町余の全城免除し、本田は丁別ニ足西丈とし新苗は丁別ニ石として前當田は年頭一石三斗と新しく定めたことが判る。

十一月二日 武藏国太田庄の堤改修の沙汰あり、（期三疋まで終るふつ命せられた。利根川堤防（古利根川）のことであり、透水堤防工事を終了する様に命じている。農耕（初農業）と改種への配慮であることは説明を要せざ。

十一月廿日 喬西は武藏国に織田があるとして田文土肥合帳を作成せらる。武洲の田畠は底地の為、度々水害に遭つて、その手續として地頭や農民が織田を作つたのか知れぬ。又これの庄の寺の祭祀であつたろう。

八月十一日 下河辺庄 喬西に大津波めり入民千人余産落 同数流され。

文面の如く現在よりこの地帶は播磨もしく津波の災難もあった。昭和廿二年を機に起きたようなる。

建永二年  
(承元元年)

承元四年  
(朱)

承元五年

建暦二年  
(朱)

三月廿日 武藏国荒野開発の令下る。各地頭にその旨伝令す。  
其の廻より特田、新田の開拓が進むられた事が判る(勅農業)

三月十四日 武州の田文等國勢の条文改定す。

田畠の所務が書され、武藏は主として(国荷領)國衙の支配の形であり一貫された  
十二月(三月九日改元して建暦元年)田文作戸の奉行人定じ。

同右文 藩府の收入の主要な部分を救す為(国荷領)

二月十四日 武藏国國勢の事 御司馬に沙汰有り。

同右文に続き、武州には「郷司馬」(国荷領)制が確立された。

建暦三年  
(朱)

五月十九日 武藏国大河土の御領内八条郷式部大夫重清に賜わり地頭職に滋江五郎  
光衛(八条氏)

武藏国部の大河土御領分の八条郷と解し、下總国部分の大河土御領分でないことを  
明記されている。これによつてさきに邊境大神に寄進された社領を割愛して式  
部大夫重清に所領を安堵したものだ。しかるに池頭駒を八条光衛に任命して居る事  
は莊所の表われか。部分私領化の現われか。

十月十八日 武州の新田開発の命の実験を行なう。

新田の開発の過程とその面積の検査が行なわれた。これが武州に放ける実験の始めか。

寛喜二年  
(朱)

\*月廿六日 久丈所 武藏国太田庄内の荒野開発の沙汰有り奉行人には尾藤左近入道

當然である。

新村又主たる改修を西吉原の武州に力を入れて居る事が第三の文書を廻る。

之正十六日 唐昌武大相若東平 錦爲由比浜の風俗祭の祭料を裁す  
春日御廟より豆名等の御神事ハ數せられ、寺が創建する。  
紀説の寺の事は、新田方源義吉のもの。唐鏡市在久保、スクモ、甚ぞ寺跡に所存不  
野馬堂 墓又豆名の御神事であつたろうと推定される。

六月三日 田端氏と其御子との謀叛ありて合戦のり、春日御甲斐守東景、三浦泰村方に  
に落成を以つておき、新御の廻所 法花堂にて子恵三名と共に寄宿す。  
三浦氏と移改のため、泰村に斥逐してゐえなく滅亡した春日御氏が元弘の簇上げに、  
此泰村に対して徒手攻撃を以つて新田氏に与した心表が刻るようである。

六月十四日 春原の御子一人、泰村に參上、勅命である。

又、十六日 田端氏立羽矢吉守御内 越前八幡宮別當得分と成し御魂送外とす。  
当時以應日辰氏の改修の所費であったか、三浦の乱の後、改修された点を運びの處  
から察して想みられる。

この耳の御宿ある御三番塚、越々の市の御城跡に現存す。

◎ 諸将としての御宿は三十六京守御をなしたのは男守の枝風の大相模氏か、又は  
新田改修に關係あるものか、兎に角大なる財力家（權衆）が居住されていたことであらう。

八月廿九日 大糸南下町近辺 祭祀修復の事務有りて 清々張次郎保行等との奉添  
入となす。

◎ 大河戸氏の枝風の清々及び地理内に現るい能吏として選ばれた奉行人たりしか。

一一四九  
同  
嘉治  
元年  
一二五〇  
寛長  
元年  
一二五二

◎  
◎  
◎  
◎  
◎

二二四六

建長八年

六月一日 徳島太田の対面に対する警備の士に波江太郎兵衛尉（金塊）

伊古守又次郎（足立区守）酒井次郎（酒井）矢古守右近吉次郎（草加辻）等が

見える。

二二六三 弘長三年

八月廿日 齋日祭は役中三歳喪・美濃国指揮頭放免された。地頭非法を防ぐ、  
に依つて大波瀬に詣り。その呂文に応じない為 左近大夫相監義景の手にて「  
の泰実 強治の亂の難 扶帝された幼皇が成長したるのか」

一ノノメ 大治元年

杉戸町畠井の永徳寺西邊に(西邊には春日御氏・矢吉守は無見る) 計画している。

上記 森名寺文書 60 文書

四二一三

信濃國太田庄大倉村

西園 一二七四日

西園狀 (釋迦文齋文書西園)

注 金沢林名寺は 稲々の文献を見るに

推定するに

文永六年 (一二七〇) の

建立

(岩井案)

信濃國太田庄大倉石村西園  
下總國下河辺庄前林洞妻西園并立野村  
所々所譲與藤原氏也・但於下河辺村等者一朝之

後可村窓額之狀 如件

文永十二年 四月廿七日

(北条家時)

越後守不一(花押)

※ 石に添附したる大書が金沢氏(北条)と下河辺庄  
との關係を知る最も古い史料であり、下河辺庄は八承  
院領であったが、文治二年(一一六六)下總は頼朝の知行  
領となつたので、彼は領内庄園の年貢未納について各

領主の家主がらの生父を兼ね年貢追済の催促を行つたが、その際の注記は入糸院領と注している。

△ 西園寺鑑 文治二年三月十二日の条

また文治四年地頭の少林についての朝延の意向を伺つた際に、朝廷の返事に公家所領の年貢未清地が揚げられて居り、その中に下河辺庄は八条院領としてある。この頃の庄司は下河辺庄可行平であることは史家の知る所であります。が金沢氏が下河辺庄に於して有している所私は庄内一戸の地頭であろうか。一戸地頭は一戸一庄において他を交えずおかれたものであったが勿論その所領区内の村々には地頭代が居たわけであり、上掲の文書反対時（越後守）がこの下河辺庄内の前林、河妻西郷と平野村、その他の庄領を藤原氏に譲渡した譲り狀であります。

この状文に依ると藤原氏一代の後は再び金沢氏の統領に付すとあるから下河辺庄の地頭私は実時直系の当主の統領である事が判明する。

尚飛領家（北条氏）があり一戸一族に分離したものであらうか。実時は当文書の半年後（改元された）即ち建治元年十月死んでいるからこの状文は全通領の区分状の一端ではなかろうかと思われる。

△ 藤原氏は東府の妻

注 安達氏・栗田・森盛の女であり安達氏は北安立郡の出身藤原九郎監長の後胤である。離縁等にてその職みの情にて死亡前に葬与したものであらう。

△ 前林郷 芙坂県猿島郡鶴和村

△ 河妻郷 芙坂県猿島郡鶴和村・五郷村

△ 平野村 酒王県幸手町平野

下河辺庄の商城村だけは藤原氏一期の後と記される通りに信濃大倉石村西郷とは異った性質の由緒の所領であつた事が判る。専らに下河辺の庄は金沢氏の始祖、実泰より始まるものであつたか。（舟坂案）

而し下河辺庄は庄司行平・不斷の所領であつたから下河辺氏も退した実時（時代）に所領に成つたと推定さるべきではないか。（別井案）

○ 五十八年後の元弘三年五月 新田義貞の挙兵に際して金沢義昌は、その防戦の為、本領地である下河辺に越櫻出陣したるも川山・若狭の軍兵に敗戦している（太平記）に見えるがも祖先伝來の所領であつた事が確認されか

△ 球磨

ノンノ	弘安三年	豊岡赤沼郡守新如末口
		地名三年以下不明

〇 五二三 下河田庄下方内

林名寺領 番地帳(丸)

注進

下河田庄下方内林名寺領村々口

永仁元年 実地帳

(一九三)

令

更作田 世五郎四反小四十步 加新田足

除

走田 廿五町二反半百十坂

御佃

三丁五反九十坂

稱名寺文書 一馬

当文書は下河田庄下方郷の村々が、林名寺領と成っているが本郷は、金沢氏の所領であつて、氏から寺に寄進されたものであらうから、寄進されたのは当文書の作製された永仁元年以前であらう。

これが寺領地として最も古い記録でもあり、且つ実権地は、既に寺領とされていあるからであります。金沢氏の所領であつたと考えられる根拠は当文書に見える三人の名主の中、最大の名主たる鳥子氏は金沢氏の家へであると推定されるからである。同時期に某地郷地頭恵でもあつた。

(後述文書)

○ この寺領は赤岩郷三十村ではないかと推定される。

十四ヶ村は赤岩郷に在りながら金沢氏滅亡の直前元弘二年(正慶元年)二月に寄進される迄からも推定される。奥頭の郷となると下河田庄諸郷相のうち右の三郷の地にも金沢氏の所有に帰しているのが見られるので判明されます。

○ この場合 筆者は地の地蔵を省略し、下河田庄の

「のみを記することとする。」

下河田庄の領  
平野村(前郷) 前原 萩原村  
羽妻郷( ) 前原 萩原村  
前林郷( ) 前原 萩原村  
赤岩郷( ) 前原 萩原村  
大字村 内河、外河(昭口川)  
大字村 新方 千子郷(西面を含む)

○ 大名主と  
云うより も地頭代  
と見るの が正しく

新方郷 新方莊の前身  
新方郷 東葛の台地を  
佐々尾郷 茨城県鹿島アタリ  
恋摩郷 韋手町に比する  
大野郷 不明

○ 祖  
某地郷 榛伏村聚居地  
これは称名寺領に加えられる以前から存在したものであり当寺は寺家道管地として一例と云う

13-

現作 二丁二反大五十步  
額田 二反百步

分米 一石九斗一升五合  
所當田 二丁半十步

合米 八匁ニ斗一升一合  
○ 稲米十五斗二升大合

## 右法連如件

永仁二年正月

日

左近莊尉平忠重(花押)

沙 球 西園(花押)

新方郷の所見は

嘉元 三年(一三〇五)  
川記録分 乾元 元年(一三〇一)

新方郷の視見 乾元 元年(一三〇一)

文承十二年(一三〇五)

河妻郷の初見

前林郷の初見

平 郡 村

宝治元年(一三〇六)

他に金井村郷

春日部郷

大河士

治承四年(一三〇八)

元亨四年(一三〇八)

文保元年(一三〇九)

金沢の馬文書の解説  
下河辺下方の内 栗名寺々領大庄地  
又書 第二房參用を乞う。  
田数

定田 一 個田  
所當田 田一丁又反九十步  
田数

定田 一 個田  
所當田 田一丁又反九十步

田数

(4) 田数は小沙汰免として見た。これは寺領の御沙汰入の給田であつて、十四ヶ村の三大家主の内の邑子が社尉に管せられている。

(5) 田は所當田の一割であり、中田西園の一帳的比率と見ることが出来る。三人の名主に保有田数に比例して不均等に配分されている。

(6) 所當田は 繩田と同様 三人の名主に不均等に配分されている事が判る。

等が見られるが 同一時に多く讀われ、文書の故もあらうが 入穀する人物は東鏡に最も多く且親類の人物である。

(7) 金沢殿は一手中最大の權力ある女性である」と、佐々尾殿は不用

(8) その恩寵は上記文書三人の名主は慶新以前に行われたものから何れも歴然とまつている。

この頃の知行人は初代人の子孫ではないか。察するに送つて金沢氏の始祖実泰の時に始つたものと推定される。

林名寺の建立者である実時は、金沢氏二代の人で、建治元年十月廿三日（一二七五）即ち文永十二年に歿しているから文永手中へ（ニヒシテ）（ニチ由）に

林名寺は建立されたものであり、権限するに鐘を铸造したのが文永六年（一二七九）が正しいのではいかず、文書はすでに林名寺々領に赤穂三ヶ村から成っている遠くから、林名寺建立の際に父の実泰相伝の想として、寄進されたことが明確化されて来る。

### 金沢林名寺文書三封 中務大輔御分下河辺莊内配分事

川迎分	米	三十石四斗三升八合九勺六才	金	三斗大升五合八勺
河辺分内訣	鐵	西千大費八百八十二文	中務	五百文
金沢殿	米	一石八斗一升八合八勺	入	七石九斗一合六勺
	鐵	二費八百文		九勺二合廿一文
中務大輔	米	廿四石二合九勺八才	山	五斗八升八合三勺
	鐵	三十大貫九百十拾ニ文		八百六文
入 殿	米	三石ヒ斗一升四石		大斗五升一合八勺
	鐵	五箇ヒ百二十一文		一箇三百八十九文
山本殿	米	九斗二合六勺		
鷹方分	米	八石大斗九升二合五勺八才		
	鐵	拾壹箇 九百廿一文		

金沢貞頼が中務大輔に補せられたが正安四年（一二九二）であり、越後守に補任されたのが、嘉元元年（一二〇〇）であり、この間は正味九ヶ月あるので、注（正安四年）

五二四六 六波羅根頭不知狀

(三)

伊勢國小口口口 在瀧覺口

細所地頭代 水韻法橋押領口

半柳留寺口口口 落往古漫致

右當寺領平松 売及半 聖口 売及口

田旭也於大垣内口

以宋彼地頭代口

守護代萬治口

丸明子細今年五月廿一日、同六月口

上柳 使者密日御赤ニ郎入道口

東家等同九月廿八日重慶日限口

十二日正松原與東文書仕羽柳口

旨相應直近地頭代之要不反問口

代皆三箇度召文不參之條難通口

恐則於田地者停止押領口令糺返押口

可修國也次押領各事可被分 召所領口

右 文書 文波羅探題下知狀

春日綱赤二郎へ道正松なる人物と姓不詳の真跡が

その使者として見える。

次文の文書のため、多くの角紙に題せるむ地頭代

不法にてその違反が三度に亘つてあるを看破し  
その所領を收められ、追放したるようであつて、

金沢氏は 熊谷の重取でもあつた。

春日綱赤二郎入道は尙研究を要するも、後述の南朝の西、春日綱治郎以新重行、周賀の父と目される方に  
ついては別添告した。

補訂文書

正安二年五月起銘青石塔

注三房

(一) 三〇〇、昭和四十一年四月十六日標勘中見(等  
者)西玉山院口十二年三月号に所藏

嘉元二年十二月十六日

(正安)

越(金沢真康)

(北条時範)

江

遠

口

註 一房三房は「錦依佛」とあり 二房は「南無佛」

とある同義語である。中國よりの渡来の僧であり  
鎌倉葉長寺の長老僧の者とされ、建立されたもの  
とされている。北条一房の被葬を受けた華一山が  
その一房金沢氏とも近づき、その実業、実効の所  
領たる下河内莊に来て選碑したものであろうか。  
下河内莊の最北端とされる結城市の近くで近年  
同一帯の青瓦瓦波が発見されている。

金沢株名寺文書 五号

五一四九 金沢瀬口橋近口棟別錢注文定

下河辺新方分

伍拾六疋五匁 刷拾文文

前社地 松代村上赤岩源光寺近く畠中

○ 正安二年月日不詳 青石塔婆 在一方

県指定文化財物件

所在處 松代村大河戸光巖寺境内

正安三年 青石塔婆 注二号

県指定文化財物件

所在處 吉川町木堀 清淨寺境内

拾九疋八百文 印西分  
「(未) 檜老闌二百十口文」

注 別掲さ既にある、下河辺庄と太田莊の接家の春日

郡市下誰田の葵節堂にもその断片が昭和二十九年  
七月筆者が見らぬまま発見してあつた。

当時 この赤岩郷は下河辺社内では一ヶ用けて  
西た所であり、豈かな村落であった様子が伺えま  
す。

百貫八百文 此内ハ百文上銀料  
肆拾參貫參拾文 肆方分

「(未) 四十五貫

此内二百文上銀料

「(未) 七貫百十文」

拾九疋八百文 大石永分

「(未) 檜老闌三百五十口文」

拾九疋八百文 印西分

「(未) 檜老闌二百十口文」

拾九疋八百文 増生莊分  
「(未) 七貫六百文」

五貫八百文 六浦莊分

「五貫四百由文」

六貫二百三十二文

金沢分

上品

未 下河辺の新方分として、姓めて良に新方庄が  
見られて來ると同時にその売高から社歛すると新  
方分の地域の大なる事が理解される。(赤岩・太田・村)  
(一ノ二ノ三ノ四)

一 費七百文 霧西分

「貳費廿二文」

一 費三面十六 蒲東谷分

「(朱)四萬四百九十三文」

十一 費八百五十五文 比郎分

三萬八千文 信乃大倉石村

正之 費百三十二 費四百十八文

嘉元三年四月廿八日 覚 惠

嘉元三年 倉柵兼旗書狀 西曆一三〇五年

赤岩種事令成進御教書候

可令村提奉行人給候也

補 総治元年(一三〇六)

三月十日記銘

右文書は勅農京の一つとして灌漑施設の開発並びに

その管理者に金沢氏より令書にて命じて與れる様に  
との文也。(記銘原札)

この当時の赤岩郷の地頭取は「倉柵兼雄」と見ら  
るべきであり、後に築地郷地頭取問題に再び見える人

物である。近頃の築地郷地頭取を押綴したが?

補 文

總治二年

△△△△△△△  
總治二年招徴

熊野文書

下總国下河辺大河土熊野程現

田 六十歩 〇〇菜師堂分

古井村如件

総治二年三月十五日 茄農(花押)

△ 南玉県史所載

(説明書)

補訂 (1)

南玉縣史

断片

蒲草場

南玉縣史

断片

青石塔塚

春日郡市下郷町

東光院境内

所在

朱

津看

昭和廿九年七月

発見

新前記

寺一山廣立と同一碑なり

補 総治元年(一三〇六)

三月十日記銘

金井本部

庄和村

神田尾衣明神

庄和町西金井番東神社所有

二 費文書と當文書にて金沢氏の所領が改めて  
明確化された。

五一七五 内河ニ爾太郎やすとう請文

「内河ニ爾太郎の(清文) 十一月十二日

申しぐる御寺の受入の額ようどりの事

合本ニ爾六百文者

右 件の御ようどうは三十日を一月として百文(別) へちに

口口つしのりふんおへほへ候てらい八月のうちに付

けたいなくぬきあくまいらせ候へく候 御貞口口口

あだな西詔大部年三十六の をとおいれ口口口は

もしらい月をす(候て)みん口口口わかかりまいらせ

候は、めのしちわな(流)しまいらせ候口口口もし、

かのしらしままでうもうして候まさ 十百文の神

ようどうをばきまへまいらせ候へく候 もし後日ち

けたい候ていかなるへゑもんせいけの口口口へまか

り口で候とも しようもんをかり口口口してしやう

てんとかうしこからめとられまいらせ候者也 口口口

の候 証文 紙 うちのしょもんのためしやうくんたのことレ

とりぬし下かわべのみしやうしもかた御りゆうあらい  
わうらかわのまへ口のちろ入ニ郎太郎やすとう  
内河 前

慶長元年十一月十二日

花押

五ニヒビ 輸口利穀券

(二八)

山 給名寺修口

右件用途者 口口口三十日別に加百文(五文) 本利共無懈怠

可并償候 口無沙汰候者下河近庄口口口屋口口 植守

内付田勘丁今明兩耳口 た可被召上寺衆口狀如件

口 和二年五月廿三日

(二九)

文書 六号 丙酉一一年

一、当文書にて當附既にこの類が稱名寺領になつて居た事が明白で内河は前述の寺領三村の中である。

内河二郎太郎は寺家受け入れの用途ニ萬大百文も年五  
割で十ヶ月借り、實として三十六才の四郎太郎多分<sup>無</sup>  
を入れ、若し眞男が逃亡すれば十萬文を入れる云い  
(十萬文入れるもの)が、二萬文を借り(肉親を質に保  
れようか)

この二郎太郎の場合には、寺家受け入れの用途というから  
寺家へ納むべき、恐らくは年貢銀の未進であり、これ  
を銅錢に切り替えただけであつて、現実には二郎太郎  
が手にしたものではない。

延慶四年四月二十八日、改元されて  
意表元年となる。

前記文書と同様に、借金の入貸契在家、即ち

田畠として致賃えの抵当として、その名主某「作  
入賃守候四郎」分を一年二作に入貸している。

熊野文書 (2)号 西暦一三一六年

兎行 下河辺下方大河戸熊野守

并 熊野守 寄進田畠耳付事

田 二反 花滿作 大 魚沼 (現庄和町に在り)

合 姉 二反 條浦内後 六十森下やしき  
(現吉川町に在り)

石依為親父土佐法橋 了翁子惠

荒谷明菊所被補移別當公世

殊姫精誠可有御祈禱志〇

寄進狀如件

正和五年拾一月十日

弘円 (花押)

五三二九 下總國下河辺庄渠地鄰聚耕種狀

銘文

普阿

上野國村上住人尼常荷代勝

智方

達

領甲住御書下并沽券旨蒙御承取 倉庫掃部

印四郎修理椎大夫殿

印領

下總國下河辺庄

渠地頭取事

副追 二通 猶署下并沽券狀

件猶者文保元年十二月之日倉庫掃部附

兼雄自去年歲至今年<sup>正月</sup>年今沽却六ヶ月於二萬兩文  
之刻如同日猶書下者、下河辺庄渠地頭取事

自昭和六年正月沽却事所被圖食也云々雖然自即年被  
押領之間於彼内連々邊敵申依不道行 所令吾止也

而兼雄雖令死去子恩利西郎相繼亡父跡之上者早被  
召出之任紅文書為蒙御成敗粗言上如件 在判

五作禪内代口信參事

第三章 村役と町役一、男丁村上告入尼西西許不終國下河辺庄

禁忌城開領田事

右如訴狀者 当領者文保元年十二月二日 倉柄標頭助  
助兼班令沾却六ヶ年於二百箇文 旨即年神領軍在御  
書下放養狀欲繳御成數云々取證

此様無跡形不実也 對于未聞不見帶可有委賣之儀  
哉 宣足賢察簡而 準道狀書者、蒙又鳥子中務丞利  
時後家尼妙阿令米納当知年貢之局所書与之狀也 共莊  
期向答時 而彼妙阿同二年三月廿五日 茂当所令密  
繼子鳥子中務次記を頭利培子恩之前令收公給分放處流刑  
之處晦跡匿處單 然後易清式記西郎左治内尉取岸、

後家先耳革被妙阿 所信狀等望申向住所差符之由就  
承及妙阿……以下次文

文書 八号

該地類は現在松伏村擴比地との周辺一帶である。  
訴入たる上郷国村上住人・尼常四の訴状ではこの郷  
の知行者は倉細桶部助四郎となつて居り、彼は侈連  
大夫(貞鏡)の内御祇候人であるが、彼の父倉細兼雄

文保元年(一一二〇)から今年(元亨三年まで)の六ヶ年  
兼世鐵地頭松左河辺庄兼世錦作事料二百箇文の借  
金の戻者として訴人に沾却したのにその日から神領  
した。その後兼雄は死亡して子息の助四郎が亡父の  
つた跡が解説されるのみである。

跡を越いだからこの西鄰を召出して成長して微しいと  
云うのである。

それに対しても奥藤側(「臣作祥」)の陳状案には前へ  
の神改は跡形なき不実であり売賣の儀はない。この郷  
地頭取回家の鳥子中務丞利時給分であつたが、  
利時(の後家)尼妙阿が文保二年三月廿五日妻子の中務  
次郎頭を殺害したので收公しにものであり、妙阿に  
ついては彼女を流刑に处罚しようとしたが、跡をくら  
まし逐廻し、清式第左近門尉取足の後家となつたと考  
して因注所に訴え出た(以下欠文)のため不明。

この文書で注出される兵は、中世の武士が所領  
の擴大や維持する狀態がよくわかる。その例

ト、象車に所領を分給した後熊

2、所領の売賣状況

4、許偽行寫を以て屡々辭退を謀る様子等

商文書(1) 株名寺領東檢目録に見える鳥子夫祖三郎跡  
として大きな名主があり下方領の大半を有する事が知  
られ三十年後の明治で鳥子三郎の息子が鳥子中務丞利  
時と断定されると陳状案が正しい申介でありと認めら  
れるが、……では鳥子氏は兼地一蒲の一大名主であ

倉持氏は赤吉の地蔵なりあり、近隣の鄉村を  
神領又は領めたのか――要研究

五三三〇 武藏國孤家得分注文 六五

八百五拾文  
反別百三十文  
四月申并

代鐵 一歲五百十二文 反別三百二文二分足  
得納糸 三斗口口 反別六升定  
口 升 座

高反別六十三文二分足  
表地 伏鐵四月中朱  
高反別百三十八文四分足  
反別百三十文四分足

一よりつべく文書 几

三十文 差通一方代  
家別定

六百九十二文  
五百五十文

反別百三十文四分足  
反別百三十文四分足  
反別百三十文四分足  
反別百三十文四分足

口 文 反別七文五分足

二百文

御油代  
油代  
四子天足

代鐵

三百八十五文 國  
反別七十五文足

口十六文

半在象別底  
半在象別底

節料豆米納米三升

反別十二文半足  
注 舟越故授業

二十五文

御油代  
油代  
四子天足

代鐵 三百八十四枚

御上分  
舟越故授業

口六百文

公事料  
半在象別底

綿 参拾枚

反別七文五分足

三百文

酒肴料  
半在象別底

定綿 拾六枚

反別七文五分足

口七文

公事料  
半在象別底

代鐵 一貫六百文

枚別百文定

口五百文

御油代  
油代  
四子天足

麻 氷面二分

反別二文

口二文

御油代  
油代  
四子天足

代鐵 五百文

反別二文

口二文

御油代  
油代  
四子天足

口 在家色々織

田五反

百廿六文

御油代  
油代  
四子天足

二 文 三文 六文 金

半在豪利定

反荆十二文 定

二 文 三文 六文 金

半在豪利定

反荆十二文 定

一 文 二文 三文 六文 金

半在豪利定

反荆十二文 定

二 部後象

平五郎跡

一 反

一ノツルノ畠田

分錢四斗

八百文

二三百文

臨時役 反別次不期

分錢四斗

八百文

六千文

稿款用途

二五百文

歸季用途  
反別口口文

分錢四斗

八百文

二五十六文

薪飯用途  
反別口口文

薪草用途  
反別口口文

八百文

五十三文

薪松等用途  
反別口口文

薪草用途  
反別口口文

八百文

八十八文

薪草用途  
反別口口文

元三用途  
反別口口文

反別口口文

六十五文

反別口口文

反別口口文

二 文

半在豪利定

二 文

半在豪利定

二 部後象

平五郎跡

二 文

半在豪利定

都合 五拾三匁十之文 祖父母ニ賃五百文御免

定 箓 五十匁五吉十九文

四十五歳 丹にあるべく様

注文如件

元享四年二月八日 (一、三、二四四号)

◎現景繩 面狐塚であります。

前次文書についてであります。

名主別に書かれていた年貢であろう。確實に分るのは

○二郎後家分の兩三部分とあります。前者の保有地

は一、坪の畠田一反と所有不明(欠損のため)の雨

三反であります。後者は、坂井料田ノソバの分、

四斗、分銭八百文の年貢がついています。田と同じく

狐塚の畠五反である。どうもこの文書は坂井のみで

古く世村の年貢を文もふくまれていてあるようである。

狐塚は下川辺の庄内の村であるから、これは下河内  
庄の一分鈴村の年貢法文とみられる。少なくとも○  
二郎後家の分は狐塚以外の地であろうと同時にその

前記分は狐塚以外の地ではないかと思われる。

が、私は狐塚近辺の下川辺庄の村々、例えは川妻と前  
林あたりの得分注文としたいのですが?。(猪井家)

何故なら 別紙に松永君が見られるが

「松永君 案橋町松永である」

全体の年貢高五十三匁十之文のうち、名林不明の名主  
の分十二匁五百五十一文 ○二郎後家分三匁五百文

○兩三郎分四匁と百文の計二十匁と百五十一文の内訳  
だが判明できるから他の分 三十二匁二百六十六  
文分は尚敷入の年貢責任者が居る筈であるが、前文不明  
のためその他の保有地、年貢の部分が書かれてお  
たと思うが残念です。

さてこの文書の特異性は

三十二匁に渡る粗公事の年貢が記されていて、中  
古の西事研究資料にある「貴重な文書」である。

注 この文書にて庄家の名林が田畠を呼ぶ

する主なる点が判明される。

別 金沢林名寺文書 要二四四

石井村内測量取扱書

年六不詳 11月10年

横浜市立大の井越教授は金沢林名寺々領の研究でこれ  
を、赤岩細の得分注文の一類とはないかと考している

合 二町半廿歩

一里

一坪半三十步

小畠六十步不  
ひらき

せう明

二坪半廿步

不

同入

五坪

ひらき  
百步不ひらき

同入

六坪半廿步

神田  
不ひらき

同入

七坪一反

八坪川

同入

十二坪廿步

ひらき

同入

十三坪半

ひらき

同入

十四坪半

ひらき

同入

十五坪半

ひらき

同入

五十步不  
ひらき  
七十步不

五友内  
同入

中又女

一坪大四十步

本田

丞太郎

二坪大四十步

本田

右馬五郎

以下十三坪(以下次文)まで平均に大四十步を作入は  
蓮廟弥陀佛はヒ母と十一坪を保留するので、他は  
何れも作人の名が墨つてゐる。

十一坪・十二坪が二年開きとなつてゐる。皆本田のあ  
り、この里が開墾の中心となつて進めてくれたのだろ  
う。

二里

一坪半

九日田

平賀三郎

同入

二坪大四十步

伴新用庄

同入

三坪一反

伴新用庄

同入

四坪半十步

新田

同入

五坪三百步之内

川井三十步

右馬五郎

六坪三百步

新田

赤穂次郎

同文書の説明

前記文書に判明される様に内河にては塚里制にて名  
主が保有の佔地が明示されている。本田とひらき(新  
田)の区別が明確な検見帳である。

作田と不作田、稻田と換田、即ち作田は耕作可能な田であり、不作田は耕作不可能な田の事であるの日記録する所がないが川成、葛成、荒れなどとも云われています。

海田とは作田の内、放穀の完全に行われた田を云うのであり、天災、人災等にて当り年だけが放穀が衆であつたりするものを換田と称せられ、年貢は大体において免除されている。

△ 当文書が、赤岩郷内の村であると断定したのは、赤岩の地に岩岸、岩尾、岩本、岩磯、岩松、岩谷等の山名が存しております。岩にもあつたと推定が成立するからであります。

推定するに、新方検見帳の因(未嘉慶元年頃か)

十大坪半 ひらまき 友内五郎

千七坪三百畝 不作 同入

以下廿四坪まで、廿五、廿大坪は欠文でせう明と友内五郎の源苗地皆不作となつてゐる。

◎ 当時(昭和廿六年)頃の横浜市立大の研究が其田

まで至つてないのて、而して多少の仮定はおされていましたが、それは、ヤマツチ久保郷との見方をとつていた。中畠「中次、後次」文書のため全面縦を知りましたことは出来ないが、鎌倉時代の末期にても新方

の時様にこゝは、稼里、坪、坪割の廻収が行われて、ること、「判り、「極めて農重な資料」ではあるまいか。

### 金沢林名寺文書 十号 注 県吏所收

五三三二一馬 鎌倉府軍家御放書(大ヒ)

遠江國天龍湖 下總国高野川

西野橋事 所被仰付也 早往先例 可致沙汰之狀

依附執達如件

元亨四年八月廿五日

相模守(北条商時) 花押

修理相大夫(金沢直頼) 花押

林名寺長老(柳河)

注 本文中 橋鉄のことか。

高野川は古利根川のことである

元亨四年は(一、三、二四年)である。

五三五五 下總国新方検見帳 ヒハ

林名寺文書 第十一号

一  
新方検見帳(嘉慶元年) 西曆へ一、三、二四年

にいがたのじんみらう

十丁めん分

口口九十分

いや太郎

新太郎

合

西反出分

おま二郎

栗三郎

口反三百分

ゆいくわん

西反六十分

しょう三郎

庄三郎

口反大世分

いや三郎

五反

へい三郎

平二郎

四反

西反六十分

いやとうし

殊勝次

口反十分

いや太郎

五反

くゑさう三郎

合

四斗四升 分米 八石

合計

二十二反小世分

一寸六反半世分

足上 分米

十六石九斗六升二合

介米

四石四斗二升五合

三石五斗一升六合

そのの分田

六斗三反

小世十五分 十五升

おまの分田

二十一石四斗九升二合

合

七反

大反 大

ひつ大郎

○肥太郎

九反九十分

又六郎

三反

五郎四郎

○肥太郎

かりやくわん年十月三日

新方領瓦十寸塊と廻事の三郎村に分れており十丁免

で庄百丁の田地を

田内里五反に細分し五人の小名主

が保有しており、廻事では八丁西反余の田を二十九

西反三分

二郎太郎

○肥太郎

せんけう

にうゑん

入園

相救?

当文書に見ることく

へい太郎

花神

ちやくわう

花神

八反三十分

大夫六郎

口反

ひ

○肥太郎

口反七十分

にうゑん

西反三分

二郎太郎

又は太郎なる者は、他の人物より多く原有されてゐる  
所は専元を要す。

法

文教署房在蒙事

第十二号

「専方」には、除田、租が存せます。

法

文教署房在蒙事

第十二号

井戸の半代は一斗であつて

織耕五斗二升と斗一升の計算になるが

当所は、褐田が多く、八反一反十斗歩

不作三反

実際の褐田収入は、二十一反四斗七升と合である。

不作三反

正中三年四月十六日 改元して嘉慶元年とちむ。

下村

太郎二郎分

ヒ反西十歩

大川口熊勇文書三号

上村

五反八四十歩

大川口熊勇文書三号

上村

三反三合出歩

大川口熊勇文書三号

上村

三反三合出歩

大川口熊勇文書三号  
解説 因縁(虫食い萬) 依而所載畧す。

注

東某印

下村

太郎二郎分

ヒ反西十歩

嘉慶三年八月三日

上村

五反八四十歩

の五年西暦一三二八年に當る

上村

三反三合出歩

補訂 (七) 青石塔塗

上村

三反三合出歩

元徳二年 (西暦一三三〇年)

上村

三反三合出歩

所在 草加市青柳(旧川柳村)深井宅内

上村

三反三合出歩

(跡地一尋の種子)

井名書文書にて田を在蒙と書いた例が見られ教習  
房在蒙と名づけられた田地其物を指しており而も彼が  
支配している五反前後の教習を田) 云つてゐる。  
大川口庄が庄内の別荘より契りその財産田園を含  
む名稱になり遂には田園が在蒙その物の称となつた。

元徳三月十月十三日 (西暦一九三一年)

正慶元年二月十六日 武藏守内村 花押

恐々謹言

追而  
をつて申候 故相思 わせなかてのふん 〔金〕  
〔中納〕 〔金〕 〔金〕 〔金〕 〔金〕 〔金〕 〔金〕

にはなにも候はす候

(別) 〔中〕 〔中〕 〔中〕 〔中〕 〔中〕 〔中〕 〔中〕

ちの所に じめのこし候

〔中〕

次郎西郎内 わせのかん 五升書きばかりかつて候。

〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕

〔中〕

なかて 一升まき ばかり候 六郎二郎内 わせのふ

〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕

〔中〕

ん六升まき なかて 一升まきばかり候 平次太郎内 わせのふ

〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕

〔中〕

なかての六升まき ばかり候は いまだからす候

〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕 〔中納〕

〔中〕

これから やしきにへ いも まめをつくりて候

〔中〕

愚々

前記文書の下川辺庄内の村々赤岩郷は文面の如く不輸の地として寄進されたが、金沢氏一門の所領であり、金沢氏継領たる人物の所領であった事が推定される。北条氏滅亡の直前に至りて寄進したる点の、氏の滅亡をかけての祈禱奉納であつたころ。この御進状に右三所の領地の地に父祖三代に亘る寄進は、元の如く寺家の管領たるべしと書つているから、赤岩郷全体の寄進は、この時が初めてで甘あるまい。

後述文書

室町期にかけて三ヶ村(今)十ヶ村

赤岩郷の年貢が別々の代官にて徵收され、獨立した形態で寺家に送られていた事、寺領の由来が異つてゐるからではあるまい。それは文書に書かれる通りその不輸の地とは東条より室代の所領である事が判明されます。

※ 然るに三ヶ村は前述の通りすでに寄進

されてゐる。この御進狀の赤岩郷は十

ヶ村の左々であります。

補訂 五 青石塔婆 実跡と伝説より

井龍種子一尊 市内久伊豆神社に存す。

#### 五四〇五 金沢真澄寄進狀

〔中〕

下総国大河辺庄内赤岩郷、信濃國石村郷武藏国大浦  
庄島田郷 著者祥此所所者為不輸之地 永代奉寄前  
寺候 此外父祖三代之間寄進之所々者 如本知行御曾

別本 緑谷井文書 (1) (2) (3) 寄進状

建武元年二月文書 二通

蘇界社文書 (8)

寄進 (本文墨す)

上総守源之田武丁 戒光寺へ参らせ候 グガのところ

ごろ候て一回に参らせ候百姓とも召使うべく候  
後にはよの他に立番へらるる事も無はずらむ

御禁口傳(まじく)候

御心傳の爲に卓候御寺領石村なんと云候て

ごとにおわしますべく候 あなかしく

文保二年 正月十六日

龍登〇〇

(御房か)

南政所 〇〇朱 花押  
左近門尉知家 花押  
注「栗又所識あり」

五四七一 氏名未詳文書 (三六三八)  
(補) 文書 十五号 年代未詳

(2) 河原に新田一丁 戒光寺へ寄進參らせ候  
御時の不足分に まじらせ候

元 武 三 年 正 月 十 日

戒光寺へ参らせ候

(3) 戒光寺へ川津の風費 一筋參らせ候

御禁口傳と記し申すが候

あなかしく

右文書

蓬へう御房參らせ候

注 梅園 鮮秋す。

蓬へう御房參らせ候  
内界不明なれども 稲田領なり下向辺庄の  
庄司に使者として至つた事が判るが年月  
不詳

一三三六 正元元年

三月二十二日 幕口記氏定義重行 下總國春日郡郷、山辺郷、西郷の地頭取を

安堵せらる。

(現春日部市と千葉県山武郡山武町あたり)

八月三十日 春日部況泰少輔時賢 遺策を已下若法師に安堵す。

金沢林名守文書 十六〇十ニ号 朱貞和四年

下河延庄下方内河年賣米貢進狀

八石三斗三升

令制辨斗看 右送進上所加件

貞和四年九月三日

金沢林名守 十之房文書

同庄下方赤岩外河當年賣爭

合總分 九石五斗一升 三斗倒也 (用被されこじの)

米 玖石捌斗起升 (とされだ)

上村

穀三

下村

四 薫四把

萬 ヒナ大放

上村 三十五放 下村

右送達知

貞和四年九月十四日

東宣 花押

上段 十之房文書にて

政所代買は東宣であり、雜工事として  
米納の他に物納として穀、薫、喬等  
が見られ 土地の特産品が年貢の対象  
になつてゐる。

## 延文の市場収文出来る

武州文書所蔵の大口村、武助所蔵の文書

## 下川辻庄

春日部郷市 現 春日部市柏壁

花和田村 北葛飾郡三郷町花和田

吉川市 "

十あり鶴市 "

未調

参名市 "

北葛飾郡三郷町参名

末田市 "

岩槻市 末田

延文六年九月九日(一三六一)

(実際は承安元年)である

「正平十六年 延文六年三月廿九日改元である」

下川辻庄大口村 蔡賀相現  
田畠等坪付帶

合 田 参反五畝

田 大 魚沼 (現庄和町に比す)

新田 岩城田 参反六十步

一田 壱反 ワラロノ田

金沢林名寺文書 十八号

貞治二年(正平十八年) 文書至十号(一三六一)

承徳元年十月二十三日記之

△ 林名寺々領井戸米納帳 (十四ヶ村)

一 赤岩 謹始五石二斗分納

貞治二年二月二日

## 上記 十一 青石寺奉

応安四年五月廿二日 記銘

八瀬田八条駄社境内に存す。

▲ 金沢林名寺々領年貢錢納帳

内訳 不明

貞治二年二月二日(一三六一)

熊野文書 (六四) (承徳元年)

下川辻庄大口村 蔡賀相現

合 田 参反六畝

田 大 魚沼 (現庄和町に比す)

新田 岩城田 参反六十步

一田 壱反 ワラロノ田

武反 林下ワラヤシキ (現吉川町保崎)

二〇配分は十一メ可出也

新社 元西別當 朝尊 (花押)

注 寿寧するに種々の寄集狀が残されているが、この  
時代は戰乱で廢弛たる時で民情不安と平穡初稿  
としての寄進ともて良いだらうか。――?

下河内郡年貢納解帳

赤岩 十四村納解帳 永徳二年 定徳

注進 赤岩納解互貢錢結解狀 永徳二年生或

合參詔拾貢錢宿刷拾文

參給貢文運上 八月八日往蒲坂

陸拾貢文運上 九月二日在蒲坂

五拾貢文 替氣更納 此内參給貢文 竹内

貞拾文浮秀 九月十八日在蒲坂

伍拾捌貢大 買米五十石此内 三十  
拾貢米上馱銀共 十一月廿一日 在蒲坂

肆拾壹貢伍拾文運上 十二月十三日在受取

已上并折貳佰參拾枚每枚伍拾文

(此内一累文未畢状在本村次第西郎

固不行付文

拾肆貢參百文 新方十町目請取之助 勘料  
叶内三百文 茶卷斤代

陸拾貢文 提代

右所定條件

ヒ賣文

柳葉肆拾文

口此内 下行 奏細日記在別等

除田 稜米の制が見られ固不行として提代として村  
村御百姓等として書かれている。

固行とは

使者の往復、代官其の他の役人の衣食料費、政事費用  
年貢の運送、同屋料、船賃、人夫賃等が含まれてい  
る。特に文中に「提代」が表けられ勘定簿がよく  
表われている。

他の庄郷には定使免文は度被給が見られるが、市内  
旧増林地区、定使署はそれに比するものと勘定出来  
きる地名であろう。

當本村の次第西郎が未通にして居るが、そのままに、  
請取りして居る点は、この年下河内朝行は、古河城に  
叛つて乱を起して居る時勢であり、民心の離間を防  
ぐための農民政策の表われであろう。

御百姓などと敬語を使つて居る点も注目すべきで  
あろう。

註 毛呂鈴成坂城原吉河益

五 (朱) 定徳は千年後には、同國毛呂郡境の政所と  
なつて居る。

補 (朱) 青石勝率 永徳二年五月二日 記名  
越々谷市大相模大聖寺境内に存す。

○ 元中二年正月廿五日 記録の青石塔婆は田川村

(草加市) 荒神堂に在る。

○ 元中三年五月十日 下河辺庄年賣木達とあり

前年水山若狭丸の乱にて農耕が出来なかつたのが

金沢林名寺  
第二十一号

五六二六 秋名寺釋迦堂光信中供案 (二六八)

金沢林名寺釋迦堂光信中供案

敬早讀亭止閔中勢亟無理之所行

亂明寺領赤岩頭

邊坊放火之咎之派事

副註

邊坊放火註文一通

南北朝の争乱が止んだ後も地方においては、その乱氣は続いており、閔中勢亟が大勢の下入を率いて赤岩頭へ乱入りし、放火炎燒し、百姓を捕えて禁獄し、寺領法師にも殺傷を加える事件が行われた。

閔中勢亟なる人物は如何なる者が不明なれど吉川町方に在りせし名主豪族の一人であり、己の所持地の拡張の為の仲間であつたろう。

寺家では自力で解決が不可能なので、幕府へ訴えてその所為を救済している。

通見童子釋迦堂光信中供案

所持所禁獄之百姓急遽出之所邊坊之脅迫不甘返之、放所燒失之物者悉可弁償之旨頃極成敗全寺領  
御祈禱之求助  
恩々言ヒ如件

応永三月八日 日 (西元一三九六)

(通)

背面印く、  
在る。

(通)

銅製佛　應永廿二年正月十五日 記録の  
「阿彌陀如來像」(銅鑄製)

荊莊院　春日部市赤坂の「中華寺」に

背面印く、  
在る。

法園 明全唯仏 石燈 融滿ヒ入

古御歌 茲全 逆子道阿弥 亂頭

前文

合田 三四郎 魂

右擁魂松光明永代紀

○ 墓 置也

永享九年十一月二日正日

太郎五郎 (花神)

大川口種魂堂

林石寺文書 諸井四郎 (昭和二十一年三月)

五六七二 上總國赤坂三ヶ村井澤年貢米事

注進 林石寺領赤坂三ヶ村井澤年貢米事

合口 治五石内

林石寺五斗 寺納 代廿三石二石六十六大  
百文利 五升八合免

鹿石五斗 代官給

固下行鐵

織物上下路鐵

三百五十文 敦今津度々雜用

五百文 織妙善分

合 布織五十文下行

廿二文二百十ニ文 布綱

右所處(勘)定狀如件

合田 三四郎 (花神)

政所 東林 (花神)

三ヶ林政所へ東林

。東林給分 これまで改訂が同様に伺いを立て  
ていることが判る。

五六七三 下總國赤坂村西園初年貢

米結組狀 新武藏風土記稿 所收

林石寺貯金 十萬石結組狀事

合 八拾石文内

六十九石六百文 代官給

八百石

一石文

八百石

三百石

二石文

右前勘定狀如件

永享十一年三月三日 政所 審覈 (花神)

一百文

三十五十文

五百文

合 布織五十文下行

廿二文二百十ニ文 布綱

右所處(勘)定狀如件

又 大浦六郎 北条系金沢氏の一族か、

又 赤岩十四ヶ村の政所だ「勘定」

金沢林名寺文書  
赤岩三ヶ村 (五百一四〇五年)

赤岩三ヶ村 文安三 勘定状

五六七九 下總國赤岩十四ヶ村年貢銀勘定状  
赤領子西村 支度務足次  
基進 (三〇九)

注進 林名寺領赤岩三ヶ村御年貢米勘定状  
合貳拾石内

十七石三斗

寺納

二石

代官給

名名寺領赤岩十四ヶ村御年貢銀勘定状  
合貳拾石内

七斗

寺納

已上 買拾石

代官給

比十之赤岩三百文  
寺納此内九百文先納

右所注進状加伴

寺納

九百文  
代官給分

文安三年十一月

寺納

二千文  
政所 代官給分

文安三年十一月

寺納

六百文

聖惠給分衣料  
夫領落銀年貢銀と之間

文安三年十一月

寺納

以上 九拾爾文  
右 所勘定狀初件

文安三年十一月

寺納

五六八一 下總國赤岩十四ヶ村年貢銀勘定状  
第二十六号

寺納

赤岩十四ヶ村御年貢銀勘定状  
合九拾五爾文内

寺納

政所 代官給分

文安三年十一月

寺納

一貫文  
社 聰惠給分

文安三年十一月

寺納

政所の立替が行われた事が判る。

金沢林名寺文書 第廿五号 文安三年(五百一六年)

八十三貫九百文  
九貫五百文

代官給

六百文

聖惠衣料

五六八〇 下總國赤岩三ヶ村年貢米勘定状  
(三〇八)

六百文  
六百文

夫領落銀

正月廿三號文

右所勘定狀如件

文安三年正月十二日大

(一月廿六)

政所 蘭德 花押

林名寺文書 第廿九号  
(西曆一千四百零二)

四百三百文 寺納

五百文 代官給分

二百文 夫領路銀 年兩(運送)時

己上伍頭文

注連

林名寺領赤石三ヶ村年貢銀勘定狀

右勘定狀如件  
壬辰元年己巳十月日

政所 理妙

林名寺文書 第廿九号

合 貳拾石 內  
十之石三斗

寺納 代官給

得妙捨分

五六八六 下總國赤石十四ヶ村年貢銀勘定狀(三一四)

赤石十四ヶ村 理妙 勘定狀

注連

林名寺領赤石十四ヶ村年貢銀勘定狀

合 貳拾五頭文 內

拾貳頭三百文 寺納

一 財五百文 代官給

一 財文 積妙衣料

林名寺文書 第廿八号

五六八五 下總國赤石三ヶ村年貢銀勘定狀(三一三)

赤石三ヶ村(元)勘定狀

注連 林名寺領赤石三ヶ村年貢銀勘定狀

合伍頭文

四百三百文 寺納

五百文 代官給分

二百文 夫領路銀 年兩(運送)時

己上伍頭文

林名寺領赤石三ヶ村年貢銀勘定狀(三一三)

赤石三ヶ村政安 勘定狀

注連

合 貳拾石 內

十之石三斗

寺納

代官給

得妙捨分

五六八六 下總國赤石十四ヶ村年貢銀勘定狀(三一四)

赤石十四ヶ村 理妙 勘定狀

注連

林名寺領赤石十四ヶ村年貢銀勘定狀

合 貳拾五頭文 內

拾貳頭三百文 寺納

一 財五百文 代官給

一 財文 積妙衣料

二百文

夫須路氣  
耳賣通之時

合拾五匁文

「敷地」

右勘定之狀如件

宝徳元年 己巳 十月 田

赤堀勘定狀 並徳元 丙寅より十五匁分 (注記)

政所範憲

(花押)

同 同

匁方三十八匁文之内

林名寺文書 第三〇号

三十匁文

五六八八 下總國赤堀三ヶ村井戸米勘定狀 (三一五)

「赤堀三ヶ村勘定狀 (宝徳三)」

金沢林名寺文書 第三十一号

林名寺領赤堀三ヶ村御年貢米 宝徳 勘定狀事

十一石

寺報

一石三斗

代官給分

七斗

不報給分 得妙?

都合十三石

右勘定狀如件

庚寅三月

未 十一月 田

政所 番 次 (花押)

金沢林名寺文書 第三十三号

年月不詳

五六九一 下總國赤堀村鐵方送狀 正銀 (三一六)

「赤堀鐵方 享徳元 送狀 貰拾八匁文」

轉上 林名寺 府若禪節 於口

備考

（）の文書は封紙を更に料紙にて書かれる

a. 享徳二年 丙寅西暦十四年三月に當る

林名寺文書 第三十一号

「文書法文印証」

五六九〇 下總國赤堀村鐵方送狀 正銀 (三一七)

新方文書 売通

大倉文書注文

先代一通并故治單一通

行役一通、驛馬一通

人合四通

毛呂郷文書

先代安堵一通

山河寄進狀一通

合二通

以上都合六通

蓮上林名寺御待者

山北丘西了

金沢林名寺文書 第三十回

五六九三 氏名末詳書狀〔「花巖法花同  
具器集」紙背〕

今月十五日宗憲房下向之期

相進状候了、能々可被御覽候

〔印方〕

一、法務寺上入方へ会進給目安等口  
通河辨候引既存知之心甘不及申口

一、土用前田之時赤松書正文書加口

見書取候了、但御倉料所の申候口

用達たに候て今も可給候へ口

移力候、就其候て治 五藏功用途

弘返候之深不得心候申付候豆料口

可斗之由申て候ざる一向虚報等口

以下又

金沢林名寺文書 第三十五回

五六九二 氏名末詳書狀

以前此等之趣難司令申候

領主前未蒙候面接事候

伊赤岩御年貢等豆一斗候者

酒分可致辰沙汰候由存候延依

水預一錠一粒も納由へましき

由御百姓等同心に致訴訟、壓

申候者因故之支度致仕候しそ

免免致調法 米錢共和

形寺郷社候 御申付候し分

未達社派而此同も中間を下

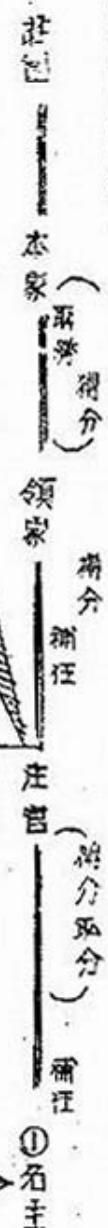
致催促候處 御百姓等申率に

所を無退出仕候共未進など

云々

以下次文

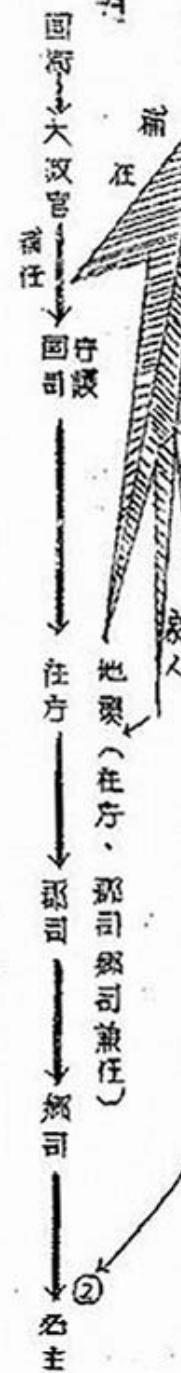
本來の形態



一 柄



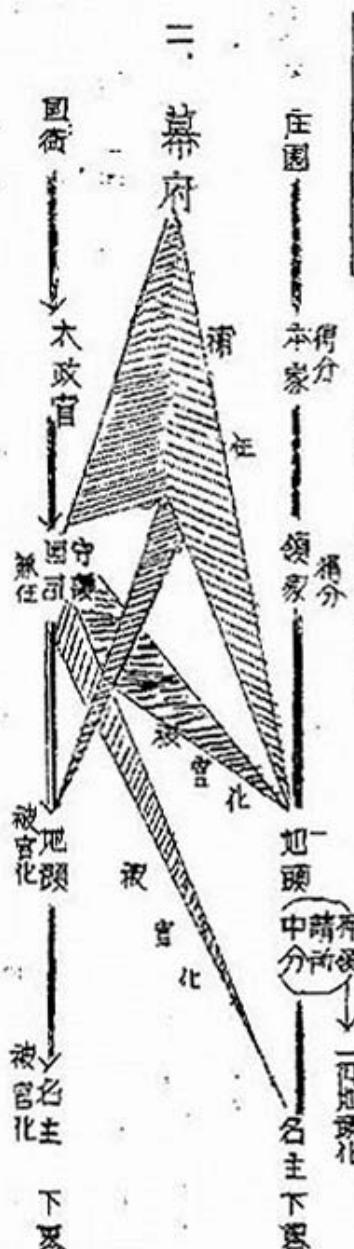
一 柄



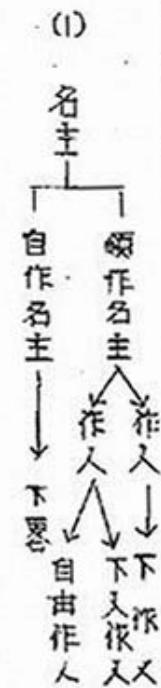
所領の形態

変質した形態

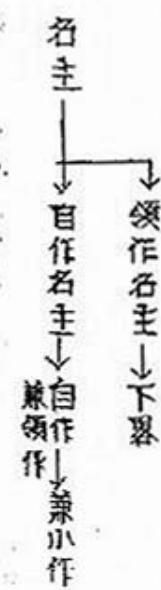
(繩文末期より室町中期)



(1) 名主



(2)



大藏院河邊庄大方領の田貢の支還

赤出石領

年号 西暦	種	時代 時倉代	南北朝代	里助代
永仁元年 (一一九三)	現作田 廿五町四段少四十歩 年貢高 三百拾參石六合參斗三夕 候別 四斗足 (約一俵) 六〇匁 未納分 不明 赤岩十四ヶ村と推定			
嘉祐二年 (一一九七)	この内 百五十六石五斗五升三合三夕が金沢氏の得分である。 赤岩十四ヶ村之内 赤岩・新方・十丁免分			
嘉祐三年 (一一九八)	現作田 不明 分納の為 合計高不明なるも、大体五百に分納されている事がから推定する外はなし。			
年貢高 新方・十丁免分 漆石參斗五升 米武共和 赤岩 補恰五石二斗分據				
注 漆口之也、壁口四也				
承徳二年 (一一九九)	現作田 不明 赤岩十四ヶ村			
年貢高 三百十二石八石八拾文				
寺納 二百三十九石五千文				
承寳十年 (一二〇〇)	現作田 不明			
年貢高 二八拾文				
寺納 六拾九石六百文				

代時町	文安二年 (一四四五)	現作田 不明 年賣高 合九百文 寺納文 之拾七百文
文安三年 (一四五六)	現作田 不明 年賣高 八拾五百文之内 寺納文 八拾三百文	
寶德元年 (一四四九)	現作田 木頭 年賣高 拾五百文之内 寺納分 拾二百三十四文	
寶德二年 (一四五〇)	現作田 不明 年賣高 三拾八百文之内 寺納分 不明	
寶德三年 (一四五一)	現作田 不明 年賣高 三十八百文之内 寺納分 不明	
享徳元年 (一四四二) 改元	現作田 不明 年賣高 三拾八百文之内寺納 現作田 不明 年賣高 二十之百文	

以上は赤坂十日市村耳賣高であるが

石当り一貫文内味で  
計算されてある味で

赤堀三ヶ村年貢米	
永享十一年 (一四三九)	現作田数 不明
年貢高 榛田内之内	寺朝高 榛三石 (錢六百文替えて) 一石一斗四十文 (一石一斗五文に替へ) (原估田三石漫)
文安三年 (一四四六)	現作田数 不明
年貢高 一斗餘口之内	寺朝高 榛二石三十斗
大德四年 (一四四八)	前年度に同じ
現作田 大田	寺朝高 榛三石三十斗
年貢高 榛數文之内	寺朝高 榛三石三十斗
寺朝高 四石三石文	寺朝高 榛三石三十斗
不明	寺朝高 榛三石三十斗
年貢高 十三石八斗	寺朝高 榛三石三十斗
寺朝高 十一石	以次に赤堀三ヶ村の新貢額
赤堀越内外河年貢 八石四斗	九石八斗一升
貢和 廿年 (一四四八)	右内外河外河共に赤堀三ヶ村の内であるが、序に器口村とて三ヶ村となぬ。南北朝時代と、戦乱の激びしだつれ、村名寺々割合が減少す。名主が武象化されたのだろう。

大藏画水河邊御庄下方領赤莊

三箇村代官被官人

管理着(代官) 政所給印

時 代	給 分	代官名	給 分	被官人	備考
永 享 十 一年 (一 四 三 九 年)	一 石 五 斗	衆 林	五 〇 〇 文	德 妙	
同 年	八 百 文	處 意 <small>十四 村代官</small>	一 百 文	德 妙	
文 安 二 年 (一 四 四 五年)	九 百 文	範 動 <small>十四 村代官</small>	一 百 文	德 妙	
文 安 三 年 (一 四 四 六年)	一 石	理 妙 <small>十四 村代官</small>	七 斗	德 妙	
文 安 三 年 (一 四 四 六年)	九 百 五 百 文	範 動 <small>十四 村代官</small>	一 百 文	重 徳	
文 安 四 年 (一 四 四 七年)	一 石	理 妙 <small>十四 村代官</small>	七 斗	得 妙	
文 安 元 年 (一 四 四 九年)	五百 文	理 妙 <small>十四 村代官</small>	七 斗	「 」	

宝 徳 元 年	一 文 五 百 文	範 通 十 四 ヶ 村	一 箇 文	得 妙
寶 徳 三 年	一 文 三 升	範 妙 三 ヶ 村	一 箇 文	下 部 妙 と あ る が 妙 か
文 安 三 年	延 命 寺 河 赤 井 泉 井	吉 川 町 本 町	八 月 四 日	十三 松
(一、西 元 年)	延 命 寺 河 赤 井 泉 井	吉 川 町 本 町	八 月 四 日	十三 松
文 安 四 年	延 命 寺 河 赤 井 泉 井	吉 川 町 本 町	八 月 四 日	十三 松
(一、西 元 年)	延 命 寺 河 赤 井 泉 井	吉 川 町 本 町	八 月 四 日	十三 松
永 徳 二 年	定 知	赤 岩 十 四 ヶ 村	不 明	
(一、西 元 年)	定 知	赤 岩 十 四 ヶ 村	不 明	
永 徳 三 年	光 福?	不 明		

下総國下河辺庄下方赤岩郷株名寺の代官

時代 南北朝時代

年号 (西暦等)	代官名	代官人	村	姓
貞 和 四 年 (一、西 元 年)	兼 宣	赤 岩 三 ヶ 村 代 官		
永 徳 二 年	定 知	赤 岩 十 四 ヶ 村		
(一、西 元 年)	定 知	赤 岩 十 四 ヶ 村		
永 徳 三 年	光 福?	不 明		

年號	西曆年	記 事	年號 (西曆年)	記 事	代會石	被 宣入	村 々
永 享 二 年	(一四三九)	の年記録の開口一年	正 徳 二 年	大 日 崇 教、日吉城、高野城を攻める。	東 林 總 會	總 妙 右司入	赤 堀 三 ヶ 村 代 官
文 安 二 年	(一四四六)		延 喜 三 年	下 部 給 總 妙 抄	總 妙 聖 國	聖 惠 聖 國 入	赤 堀 十 四 ヶ 村 代 官
中 和 二 年	(一四五九)		理 黃 惠 抄	赤 堀 三 ヶ 村 代 官	總 妙 聖 國	總 妙 赤 堀 十 四 ヶ 村 代 官	赤 堀 三 ヶ 村 代 官
顯 治 二 年	(一四五七)		聖 惠 抄	赤 堀 三 ヶ 村 代 官	總 妙 聖 國	總 妙 赤 堀 三 ヶ 村 代 官	赤 堀 三 ヶ 村 代 官

青石塔婆 市内西条の妙善院に存す	文明十年 （一四七八）
青石塔婆 天教寺専阿源照（命）の西山 とたる（太田下男守なりやと云ひる）	文昭十一年 （一四七九）
青石塔婆 三枚 市内松山 祀迦堂	文明十三年 （一四八一）
青石塔婆 市内西方 西垣宅 八幡神社に存す。	明応二年 （一四九三）
青石塔婆 市内見田方 飯鷺より出土し大聖 寺に存す。（史跡と伝説より）	明応二年 （一四九三）
青石塔婆 市内見田方 （史跡と伝説より）	延徳二年 （一四九二）
青石塔婆 駆西庄、下河辺庄の民の寺にて （光明寺院古跡より）	延徳二年 （一四九二）
青石塔婆 新方庄長宮香取社の 繩口一宇 旦那泰九郎家吉 大工波江住 泰次 新方庄の 最西端に位置す。（現岩観市 長宮大光寺境内に存す。）	延徳四年 （一四九四）
青石塔婆 市内見田方 （史跡と伝説より）	延徳四年 （一四九四）
青石塔婆 市内見田方 飯鷺より出土し大聖 寺に存す。（史跡と伝説より）	文明三年 （一四九六）
青石塔婆 新方庄長宮香取社の 繩口一宇 旦那泰九郎家吉 大工波江住 泰次 新方庄の 最西端に位置す。（現岩観市 長宮大光寺境内に存す。）	文明三年 （一四九六）
青石塔婆 市内見田方 飯鷺より出土し大聖 寺に存す。（史跡と伝説より）	文明三年 （一四九六）

年号（西暦）

紀事

年号（西暦）

紀事

文龜 玉間

この頃の新方庄の領主は、新方次貞  
（大夫顥希と云う。）

永正十三年

史的根柢無き爲伝承として記す。  
新方氏、兵を起こし八条軍を向廻  
城に攻める。

一五〇一

同廢西庄八条郷の主は八条兵衛尉  
（榮広山清淨院由緒慈圓寺とは）  
兩者合戦し、新方軍敗北すると

（一五三〇）

騎西庄八条方の將、別府氏、恭良  
氏討たると云う。

一五〇西

と伝う。

（榮広山清淨院由緒慈圓寺とは）  
兩者合戦し、新方軍敗北すると

（榮広山由緒）

## 狀況

日記（西暦簿）

記

書

永正十八年  
(大永元年改元)  
(一五二一年)

正月六日 菊池庄の八条郷 青柳外記左近内、水作田車入、柿木大膳、大相模飛彈守  
西脇左近右近内、獨家八郎、國分吉氏、八条兵衛尉 二千三百の兵を以つて、新方庄  
に攻め来る。

新方軍は波江の如勢（波江氏又は太田美濃守資家の）を得て參戦す。

八条方の大曾根上野介等も見える。八条軍死者七百五拾余り、新方軍三百人と記されて  
いる。東新方は、榮広山清淨院の地と戦ふとすると、助勢の波江又は太田氏の恩讐にて  
西新方（現武里地区豊春地区川辺町区、大城町区）をこの泊讓与したものか。

併れも由緒記の发挥にこの反映であるから  
今後 賀に研究を必要であるう。

大永三年  
(一五二九年)

市内岩森の磨却山櫛音寺・尊賢の建立・用山と號つ。  
前年の合戰の土の靈を祀らる爲め。仮設だが、關係ありや否も

大永五年  
(一五二九年)

二月六日 岩槻城は太田源五郎・美濃守資綱の守城であつたが、在郷地頭の人でのり太田の臣の波江三國が北条氏綱に内応し、叛乱し資綱・石戸城に逃れたり。新興勢力の太田氏に対して在郷領主の波江氏が惣心の謀叛であつたろう。

尊禄四年  
(一五三八年)

四月廿四日 太田義顕入道々可・再び岩槻城を攻め 波江氏の彈正忠平景亂・古河城の足利義政の幹にのがれる。

天文七年  
(一五三八年)

十月一日 田舎城(幸手町) 北条軍に攻めらる。

天文七年  
(一五三八年)

天神鷹城(幸手町) 戒下及び春日部城・松戸・下川辺庄民衆 参く焼失する。

光明院日記 利祐院寺藏

天文七年  
(一五四〇年)

四月十五日記銘の十三枚種子 青石塔婆  
市内大泊 安國寺に現存す。

天文十一年  
(一五四五年)

一月二十二日 命禄三生土刀 正月二十二日在銘の青石塔婆あり、私事房の塔婆であつ珍らしい。松戸町金村に存す。命禄三生は天文十一年に當る(縮月透元説)

天文十五年  
(一五四五六年)

この年北条氏康・義持と称して塔婆をさけて大沢の池を通過す。

○関八州古風錄

耳馬（西面界）

天文廿四年

（一五五五）

弘 献 元年

（天文廿五年）

山口八日 藤石治政「頭早越」

弥陀三尊像「椎原御内塔建立」

庄和町金井井

この年、大田美濃守資正、下河内庄の北側を戰火の禍中におへ。

弘治二年

（一五五六）

春日郡市内にこの年の「一一種子の庚申持供養」吉石藩婆を見る。

むすび

資料を金沢森名寺文書を中心にして諸物件を引用して是を年代別に配列し、その範囲を出来るだけ起谷市周辺に限定したので、その行く度、春日郡赤岩の十日ヶ村と同じく三ヶ村が金沢森名寺寺領が優先することになつたが、この羅列の中からその主なるものを抽出すると次のことが浮び上つて来る

精帯に参考になることが挙げられよう。

次に、中古の武士がその家臣にその所領を分給して状態や、所領を売買したり、譲りを作り、他人の所領を押継したりして証券行為をなして、屡々訴訟を起し、所領の過大をはかつたり、維持をはかるに汲々たる実状がよく窮屈われるものある。

地頭職 案地頭 島子共衛三郎

憲

二十九年後鳥子中勢丞利時

息

中勢次郎頼忠

新方知一新方氏

赤岩郷……倉柄氏

案地頭……鳥子氏

金沢の入々は  
大輔吉

一、金沢森名寺の開山、開基に関する問題  
二、中世唐に放ける（鎌倉時代、南北朝時代、室町時代の、幕府と莊園、庄屋、名主、代官などの政所關係が判明して来た。）

三、就中、四〇裏の國領と、前領の形態（本宋の姿が複雑）した當時中期以降の關係が明らかになり

春日郡郷……春日郷氏

物語っている様だ。

春日郡郷……春日郷氏

最後に板碑について

細村吉元氏の言葉を紹介したい。

同氏の「齊至史談会の会長の談」(齊至史談第十四巻第二号)、「禪宗塔婆の新発見」と題して次の様に記述している。

「武藏界」の青石塔婆の内、純然たる禪宗風のものとして「南無仏」「佛依仏」の塔婆が古く何れも鎌倉時代で正安二年(1300)至三年(1301)の年紀があつて既に埼玉県の文化財に指定されている。

其の一 北葛飾郡吉川町木壳 清淨寺の「南無佛」  
正安三年(1301)

其の二 北葛飾郡松伏村(現葛飾区)大川戸光嚴  
寺の「佛依佛」正安二年(1300)

共に墨一山の筆になると伝う。两者とも文と尺寸

(二米余)前者は中央より折れて居るが鉄のわくを入れて墨り、新編武藏風土記稿には同所の清淨寺西光院が淨土真宗たる關係で、親鸞等と儒えるが、耳代が符合しないと述べている。又後者は禪宗曹洞派であるが句等所伝が無い。

塔婆の文字「南無仏・佛依仏」という書は禪宗の用語で、書体が宋楷書一山に似ているからそういえ

られてゐる。どちらが第一かとは如何なる人物かと言ふことである。

鎌倉一山と曰く一山一輪といふ事、これは如何なる人物かと言ふことである。

鎌倉幕府の北条貞時は、前の使命を窓い一時伊豆の修禅寺に隠居せしめだが後鎌倉の建長寺に住せしめ又圓覚寺に移り、正和二年(1313)には京都南禅寺に住し後多法皇の帰依を受けて京都の貴紳多く承諾したと云う。文保元年(1313)九月病に依つて寂した。瑞應七十一。前に鎌倉在住中、仙台松島の景勝を聞き自ら旅して之を採勝した頃、是等の禪宗風の塔婆を建立したと思われる。至一三一七迄の十八年間往住した事になる。

高井氏発見の赤岩の源光寺境内の大川戸光嚴寺のも正安二年五月結業云々(ニに折れこむ)一碑記清光院が淨土真宗たる關係で、親鸞等と儒えるが、耳代が符合しないと述べている。又後者は禪宗曹洞派であるが句等所伝が無い。

塔婆の文字「南無仏・佛依仏」という書は禪宗の用語で、書体が宋楷書一山に似ているからそういえ

西つて左端に正和六年二月十五日の紀年がある。この年文保元年と改元され寧一山は五月に没している。

東に一基、同石材で正安四年口月廿一日「鳥居世尊」の二字二行書である。結城市塔、下草藏寺に移建された。

この碑の共通性は、初めから境内ではなく露傍に建立せられたと想われるが後に寺境境内に移されたと見られる所である。

建立する理由は幾つかと推測している。

（1）「南無阿彌陀佛」、南無觀音佛、南無釋迦牟尼佛、南無藥師佛、南無地藏王佛、南無普賢菩薩

（2）「普

が原庚でこれより出ている

金剛院  
義政新南昭和廿四年九月四日

奇玉坂にて正安二年五月岩井氏寛兄弟分松次助赤備の源光寺近くの農道に「文化貳雨がらしの題」で鎌倉時代の板碑「源氏松次」、松次町の農道にて

「オロリ」と表せられた。更十月十九日再度掲示す。

高さ二メートル、巾大〇センチ、篆書で源氏

建立の理由と年月、漸く保存されるに至ること。

以上、金沢備名寺文書と関係ある赤岸郷ノマナヒトも併せて参考に表示したものである。

メモ 昭和四〇・九・二十四 史跡めぐらの記 枝名寺